

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月から 57 年 1 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 58 年 1 月まで

私は、結婚するまで両親と同居しており、家族が国民年金に加入してくれていたと思う。10 年間も保険料を未納のまま放置するとは考えられないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、家族が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれていたと主張しており、自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、国民年金の加入状況や申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、A 町が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人が国民年金の被保険者資格を初めて取得した日は昭和 57 年 2 月 23 日であることが確認でき、申立期間①は未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 2 月 10 日に払い出されていることが確認でき、これより前に申立人に対し別の番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、当該手帳記号番号が最初に払い出された番号であると考えられることから、申立期間①のうち、56 年 12 月までは時効により保険料を納付することができない。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

他方、申立期間②について、申立人は、昭和 59 年 2 月に加入手続を行った場合、本来、資格取得日は、20 歳の誕生日の前日である 47 年*月*日となるべきところであるが、加入手続を行ったと考えられる時期の 2 年前となる 57 年 2 月 23 日となっている上、社会保険庁の記録によると、資格取得月である同年 2 月及びその翌月の同年 3 月の保険料を納付した記録となっていることから、時効にかからない期間から保険料納付を始めようとしていたことがうかがえる。

また、申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出日と同日である昭和 59 年 2 月 10 日に 2 か月分、同年 3 月 2 日に 5 か月分、同年 5 月 28 日に 7 か月分の保険料を納付しており、数か月分ずつまとめて過年度の未納保険料を納付し、現年度に納付済みの期間をつなげようとしていることがうかがえる上、申立期間②を除き、共済組合の組合員になる前月まで、保険料の未納は無い。

さらに、役場の被保険者名簿と社会保険事務所の納付記録とを比較すると、納付が記録されている期間が相違していることが認められ、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 9 月から 37 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月から 37 年 2 月まで
② 昭和 37 年 3 月から 40 年 2 月まで
③ 昭和 40 年 3 月

私は、昭和 35 年の朝日新聞の記事を見て国民年金への加入が国民の義務であることを知り、区役所の窓口で妻の分と併せて国民年金の加入手続をした。その後、国民年金保険料は欠かさず納付するようにしている。私の性格上、未納があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 37 年 1 月 25 日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、その主張どおり、申立期間の保険料を区役所の窓口で現年度納付することが可能である。

また、区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳により、保険料の納付状況を見ると、納付日が記載されている期間については、いずれも夫婦同日で納付期限内に納付していることが確認できる上、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人は、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険の被保険者であった昭和 37 年度に 11 か月分の保険料を納付したことが記録されているが、申立人の国民年金の被保険者期間を勘案すると、当該納付記録は、申立期間①を含む昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの保険料を納付したものとみるのが自然である。

他方、申立期間②について、申立人は、当該期間は厚生年金保険の被保険者であることから、制度上、国民年金に加入することはできず、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳のいずれにも、国民年金の被保険者資格を喪失している期間である旨記載されていることから、当該期間の国民年金保険料を区役所で納付したとは考え難い。

また、申立期間③について、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の被保険者資格の記録を確認すると、昭和 40 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得していることが記載されており、申立期間③は未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない

さらに、申立人は、区役所の窓口で保険料を納付したとするだけで、納付に係る具体的な記憶が定かでない上、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 9 月から 37 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月まで
② 昭和 37 年 3 月から 40 年 3 月まで

夫が昭和 35 年の朝日新聞の記事を見て国民年金への加入が国民の義務であることを知り、区役所の窓口で私の分と併せて国民年金の加入手続をした。その後、国民年金保険料は欠かさず納付するようにしている。夫の性格上、未納があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 37 年 1 月 25 日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、その主張どおり、申立期間の保険料を区役所の窓口で現年度納付することが可能である。

また、区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳により、保険料の納付状況を見ると、納付日が記載されている期間については、いずれも夫婦同日で期限内に保険料を納付していることが確認できる上、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の夫は、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立人が国民年金の被保険者資格を喪失していた昭和 37 年度に 11 か月分の保険料を納付したことが記録されているが、申立人の国民年金の被保険者期間を勘案すると、当該納付記録は、申立期間①の保険料を納付したものとみるのが自然である。

他方、申立期間②について、申立人は、申立人の夫が当該期間の保険料を

納付したとし、保険料納付に関与していない上、申立人の夫も、区役所の窓口で保険料を納付したとするだけで、納付に係る具体的な記憶が定かでない。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳のいずれにも、当該期間は、国民年金の被保険者資格を喪失している期間である旨記載されており、申立人の夫が申立人の任意加入手続を行った形跡が認められないことから、申立人の夫がこの期間の国民年金保険料を区役所で納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和52年1月から同年3月まで
④ 昭和54年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付の事実が無いとの回答を受けた。

しかし、申立期間については、自宅に来訪していた市役所の職員に夫婦二人分の国民年金保険料をきちんと納付していた。

また、自宅を離れていて納付できない時期もあったと思うが、督促の納付書が送られてきた時には郵便局で過年度納付していた。

きちんと国民年金保険料を払っていたので、申立期間について納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和44年1月以降は申立期間を除き60歳になるまでの国民年金被保険者期間について未納は無く、60歳からは高齢任意加入するなど納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係る社会保険事務所の被保険者台帳により、申立人に対し申立期間①、②、③及び④に係る過年度納付書が送付されたことが確認できるとともに、申立人の夫についても申立人と同様に過年度納付書が送付されたことが推認でき、このうち申立期間②については申立人の夫は過年度保険料として納付していることが確認できる。

さらに、申立人が当時居住していた市の被保険者名簿により、昭和44年

10 月から 45 年 6 月までの期間について、申立人及びその夫は同日で過年度納付していることが確認できる上、46 年度以降の国民年金加入期間は申立期間②を除き夫婦の納付状況は同じであることから、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたことが推認でき、申立期間②についても申立人は夫と一緒に過年度納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①、③及び④については、申立人の夫についても国民年金保険料の納付記録が無く、国民年金保険料の納付方法についても申立人の記憶が曖昧^{あいまい}で不明確であるとともに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 539

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月まで
昭和 41 年 4 月から私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたはずである。私の保険料だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料については、申立人の妻が夫婦二人分の保険料をまとめて、集金人に納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、集金人制度が存在していたことが確認でき、申立期間については、申立人の妻の保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間以後、夫婦共に国民年金保険料をすべて納付済みであり、昭和 58 年 4 月からは夫婦共に付加保険料も納付するなど、申立人及びその妻の国民年金制度への関心と納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間後の夫婦の納付状況は一致しており、申立期間において申立人のみ保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 540

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで
私の国民年金保険料は、妻が家族の分と一緒に集金人に納付していたはずである。妻及び義父母の国民年金保険料が納付されているのに、私の保険料だけが、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の妻も国民年金加入当初の2か月分を除きすべて納付しており、申立期間当時一緒に国民年金保険料を納付していた義父母にも未納が無いことから、申立人及びその妻の国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間以前については、厚生年金保険から国民年金への切替え時から約6年間の国民年金保険料が未納となっていたが、昭和48年12月25日に現年度納付により48年4月から同年12月までの保険料を納付し、48年12月26日に特例納付及び過年度納付により42年10月から48年3月までの保険料を納付していることから、国民年金の未納期間をすべて解消しようとする強い意欲がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 8 月から 52 年 6 月まで
② 昭和 53 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで
④ 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで

私は、国民年金に加入後、保険料を納付できない時や納付時期を逃したこともあったが、知人にまとめて納付する方法を教えてもらい、結婚後の昭和 56 年に、妻の分と一緒に保険料を納付した。また、その後は、毎年、市役所の窓口で納付している。未納記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、結婚後、申立人の妻の未納保険料と一緒に納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の妻の国民年金手帳記号番号払出日を見ると、第 3 回特例納付が実施された期間より後の昭和 56 年 5 月 12 日に払い出されていることが確認でき、昭和 56 年度の時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができないことから、当該期間の保険料を申立人の妻の分と一緒に納付したとの主張は不自然である。

また、申立人が昭和 56 年に納付したと記憶している保険料の額は、申立人夫婦が当該年度に納付した 54 年 1 月から 56 年 3 月までの保険料額にほぼ一致することから、申立人がまとめて納付したのは、この期間の保険料であると考えるのが自然である。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

他方、申立期間③及び④について、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳及び市役所が保管する収滞納一覧により、当該期間前後の納付状況を見ると、昭和 58 年度の保険料は昭和 59 年 11 月に 1 年分をまとめて過年度納付し、60 年度以降は保険料を前納するなど、夫婦共に平成 19 年度末までの期間に保険料の未納は無く、納付意識が高いことがうかがえ、申立期間を含む 59 年度のみ 3 か月分しか納付していないのは不自然である。

また、申立人が保管している昭和 58 年から 60 年までの確定申告書（写）には、社会保険料控除欄に国民年金保険料が記載され、その金額も各年の定額保険料額に一致しており、このことから、未納無く保険料を納付していたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月から 53 年 12 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで

私は、国民年金に加入後、保険料を納付していない期間もあったと思うが、結婚後、まとめて未納期間の保険料を納付する方法があることを教えてもらい、主人の分と一緒に納付した。また、その後は、毎年、市役所の窓口で主人と一緒にまとめて納付している。未納記録になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、結婚後、申立人の夫の未納保険料と一緒に納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を見ると、第3回特例納付が実施された期間より後の昭和 56 年 5 月 12 日に払い出されていることが確認でき、昭和 56 年度の時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができないことから、当該期間の保険料を申立人の夫の分と一緒に納付したとの主張は不自然である。

また、申立人が昭和 56 年に納付したと記憶している保険料の額は、申立人夫婦が当該年度に納付した 54 年 1 月から 56 年 3 月までの保険料額にほぼ一致することから、申立人がまとめて納付したのは、この期間の保険料であると考えるのが自然である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

他方、申立期間②及び③について、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳及び市役所が保管する収滞納一覧により、当該期間前後の納付状況を見ると、昭和 58 年度の保険料は昭和 59 年 11 月に 1 年分をまとめて過年度納付し、60 年度以降は保険料を前納するなど、夫婦共に平成 19 年度末までの期間に保険料の未納は無く、納付意識が高いことがうかがえ、申立期間を含む 59 年度のみ 3 か月分しか納付していないのは不自然である。

また、申立人が保管している昭和 58 年から 60 年までの確定申告書（写）には、社会保険料控除欄に国民年金保険料が記載され、その金額も各年の定額保険料額に一致しており、このことから、未納無く保険料を納付していたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

昭和 37 年 4 月に A 工場を退職した後、C 市に転居し、その後は、住所を転々としていた。

脱退手当金に関する知識は無く、昭和 41 年の年末ころに脱退手当金の支給を受けたことは無い。

厚生年金保険の記録訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 年 8 か月後の昭和 41 年 12 月 13 日に支給決定されたこととなっている上、A 工場の厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である 37 年 4 月の前後 5 年以内に資格喪失した女性のうち、連絡先が把握できた複数の同僚から、事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、いずれも事業主による代理請求はうかがえず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 37 年 5 月 15 日に入籍し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月31日から同年2月1日まで

A社に昭和40年4月1日付で入社し、平成13年3月31日に同社を定年退職するまで、一度も退職をしたことは無い。したがって、厚生年金保険の記録に1か月の空白があるのは不合理であるため、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した在籍証明書、人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年2月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和40年12月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していたはずであるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和41年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良国民年金 事案 535

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成元年8月まで
平成元年7月に結婚し、夫の職場から国民年金保険料が未納であるとの連絡があったことから、申立期間の保険料を一括納付した。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料が未納であることを、申立人の夫が勤務する職場からの連絡で知ったとしているが、職員の妻といえども、職場が個人の国民年金保険料の納付記録を承知していたとは考えられず、未納であることを知ったとする経緯が不自然である。

また、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年1月6日に払い出されていることが確認でき、それ以前に申立人が加入手続を行った形跡は認められないことから、当該手帳記号番号が最初の番号であったと考えるのが自然であり、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月から48年12月まで
私は、婦人会の勧めで国民年金に加入した。婦人会の女性が2か月に一度ほど集金に訪れ、転居する昭和49年12月まで納めていた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、A市に転居した昭和54年3月31日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立人が国民年金に加入したとする時期の前後約1年以上について実地に国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、払い出された手帳記号番号に欠番は無いなど、それより前に別の手帳記号番号が申立人に払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、保険料を納付の都度、国民年金手帳に検認印が押してあったと主張しているが、申立期間当時、国民年金手帳の印紙貼付欄を切り取り社会保険事務所に送付し納付記録を確認していたことから、7年間にわたり納付したことが記録されなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金に加入し保険料納付を開始した時期や納付した保険料額の記憶が曖昧であり、また、申立人の近所の複数の主婦も申立人と同じように婦人会の勧誘を受け国民年金に加入したとしているものの、申立人が申立期間の保険料を納付していることをうかがわせるような状況も確認できなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 537

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 47 年 9 月まで
親戚の工務店で働いていた時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、市役所に出向いて国民年金保険料を納付していた。記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所で納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 4 月 6 日に払い出されていることが確認できる上、複数の読み方で氏名検索を行っても申立期間に申立人に該当する記録は無く、それより前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番で払い出されている上、社会保険庁の記録によると、申立人及びその妻は、昭和 50 年 1 月 21 日に初めて国民年金の被保険者資格を取得しており、申立人が所持する国民年金手帳にもこの日付が記載されていることから推察すると、夫婦同日に加入手続を行い、その時から保険料納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間当時の状況を知る関係者からも、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせるような証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から41年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

両親が国民年金に加入していたため、20歳になった昭和37年に母が手続をしてくれ、保険料も母が両親の分と併せて集金で納付してくれていた。結婚後は家族4人分を婦人会か未亡人会の集金で納付していた。

実家の両親、夫及び嫁ぎ先の両親ともに制度開始時から国民年金に加入し、未納なく納付しており、私だけに未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年7月20日にA市で払い出されており、この時点では、申立期間①の一部である39年3月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、それより前にB市及びA市で申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、結婚を契機にB市からA市に転居しているが、転居に伴う国民年金の手続をどのように行ったかが明らかでない上、国民年金手帳記号番号が付番されないまま、両市にわたって4年間も納付を続けていたとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②について、申立人は、保険料を集金で納付したと主張しているが、保険料納付に係る記憶が明確でなく、具体的な納付方法が不明である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から42年3月まで

私は、昭和38年4月から東京の大学へ行き、実家を離れて学生寮で生活していたので、納付者であった父の日常のことや保険料の納付状況は分からない。しかし、私が大学に入学することが決まった時、父が「今年は年金に入る年だなあ」と言っていたことが記憶に残っていること、また、父は律儀でまじめな性格であったので、年金も決まったとおりに納付したと考えられることから納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が申立人の大学在学中、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、申立人自身が国民年金の加入手続に関与していない上、申立人の父親も既に亡くなっているため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の当時の住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人が国民年金に加入したとする時期に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、当時実家に住んでいた申立人の姉は、国民年金の強制加入となる昭和36年4月から2年10か月余り経過した39年1月に国民年金に加入しているにもかかわらず、申立人は、父親が遅滞なく国民年金の加入手続を行い、申立人が満20歳になった38年12月に国民年金に任意加入したとするのは不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から49年12月まで

私は、父親から「20歳になってから結婚するまでの国民年金保険料を、姉の保険料と一緒に納付していた」と聞いた。結婚する時に渡してくれたオレンジ色の年金手帳は、そのまま父親に預かってもらい紛失してしまった。姉の国民年金保険料は納付されているのに私の記録が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和45年3月から、申立人の父親が国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、A町が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日は50年1月1日と確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、保険料を納付することはできない。

また、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月1日に払い出されていることが確認できる上、申立人は年金手帳の表紙の色がオレンジ色であったことを記憶しており、この時期に申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続をしたものと推認される。

さらに、申立人の父親と一緒に保険料を納付していたはずであると主張している申立人の姉の納付記録は、申立期間について、申請免除や未納の期間が混在することから、申立人の父親が姉妹一緒に納付していたとは考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付については、関与していない上、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 546

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 48 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 48 年 8 月まで
会社勤めを辞めた時、先輩より国民年金の話聞いて区役所へ行って加入の手続を行ったが国民年金手帳をもらった記憶が無い。国民年金保険料の納付については毎月母親に頼んでいた。領収証をもらっていたように聞いているが母親は亡くなっており、結婚、そして再三の引っ越しをしているので分からなくなっている。もう一度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているものの、保険料納付については毎月母親に頼んでいたことから保険料納付に直接関与しておらず、納付をしていたとする申立人の母親は他界しているため納付状況は不明である。

また、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿において、申立期間に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、区役所においても申立人に係る国民年金の加入記録は確認できない。

さらに、申立人の住所地では納付書による納付方法となったのは昭和 48 年度からであり、それまでは国民年金手帳に検認を行うことによる納付方法のため、申立人が国民年金の加入手続を行ったにも関わらず国民年金手帳をもらった記憶が無いとしているのは不自然である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納めていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

国民年金制度発足のころ、元妻と A 市の市営住宅に住んでいた。たまたま玄関先で国民年金に入るように勧められ、自分で自宅において加入手続を行い、その際に 150 円の保険料を納付した。

その後の保険料については、元妻が集金人に納付してくれていたはずであり、記録が無いのはおかしいので再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金被保険者期間はすべて保険料を納付しており、申立人の国民年金保険料を納付する意識の高さがうかがえる。

しかし、A 市の申立人に係る被保険者記録において、申立期間の納付記録は確認できない上、一緒に納付していたとする申立人の元妻についても、申立期間の納付記録を確認することができない。

また、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 37 年 7 月 16 日に払い出されていることが確認でき、その時点において申立期間のうち 36 年 4 月から 37 年 3 月までは過年度納付となり、集金人により納付することはできず、それ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、2 回目以降の国民年金保険料の納付については、申立人の元妻が納付していたはずであるとしており、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、元妻からは納付状況についての証言が得られないため保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

昭和 43 年の結婚直後、父から年金手帳を同封した手紙が届き、手紙には「年金は強制であり保険料は納めてある。これからは自分で納めるように。」と書かれていた。その後の転居後、再び 49 年 5 月に A 市に転居したとき、A 市で納めた分が前の住所地でも納めていたことに気づき、市役所へ払い戻しを受けに行った際、「新しい手帳があるから古い手帳は要らない。」と言われ、父から送られてきた手帳は処分された。その手帳には 36 年から 38 年のページに検認印が押されていたと思うが 60 歳のときにその期間が未納と言われ、手帳の無いことに悔しい思いをした。調査の上、納付をしていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立期間当時同居していた申立人の母親と兄は国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、母親は高齢任意加入被保険者として 10 年間に納付し、兄も国民年金の加入期間のすべての期間を納付していることが確認できることから、家計の管理をしていたとする申立人の父親は国民年金加入の対象とはならなかったが家族の国民年金保険料の納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人が居住していた地域は納付組織による集金が行われていたことが確認でき、申立人の父親は家族の保険料を集金人に納付していたことは推認できる。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 7 月 22 日に払い出されており、それ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払

い出された時点において、申立期間は過年度納付となるため納付組織の集金により納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から51年6月まで
母親が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていた。続けて保険料を納付するよう国民年金手帳を手渡され、転居後も、保険料納付を続けた。しかし、申立期間について、納付したことが記録されていない。納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を集金人に納付したと主張しているが、A市からB市に転居した際、転居に伴う国民年金の手続をどのように行ったか記憶が定かでない。

また、申立人の母親が加入手続を行い、保険料を納付してくれていた際に申立人に付番されていた国民年金手帳記号番号は、A市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿では、昭和44年7月20日に資格喪失の申出を受け同日付で被保険者資格を喪失している旨の記載がある上、申立期間に居住していたB市では、同市が保管している検認表には当該手帳記号番号の記載が無く、この番号が申立期間の保険料納付に使われた形跡は認められない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、B市において、昭和51年7月5日に国民年金の任意加入被保険者となった旨記載されており、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない上、この日より前に別の国民年金手帳記号番号がB市で払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
昭和 60 年 3 月に短大を卒業後、同年 4 月に、母親が市役所に出向いて国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を市役所で納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 4 月 3 日に払い出されていることが確認できる上、複数の読み方で氏名検索を行っても申立期間に申立人に該当する記録は無く、この日より前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、市役所で保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 62 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を新規に取得しており、申立期間は未加入期間であることから国民年金保険料を納付することができない期間となる上、その届出日は、同年 4 月 6 日と記載されていることから推察すると、同日に加入手続を行い、その時から保険料納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の母親が提出した申立期間当時の家計簿には、国民年金保険料を支出した旨の記載があるものの、記載されている金額は、付加保険料を含めた一人分の保険料額であり、申立人の母親は、付加保険料を含めた当該期間の保険料を納付済みであることを勘案すると、当該家計簿の記録をもって、申立人の母親が、申立期間に係る申立人の保険料を納付したものと推認し難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 21 日から 41 年 7 月 31 日まで
A社退職後、実兄に説明をしてもらい脱退手当金を請求し、父が郵便局で受け取ってくれた。その後、B社に就職したが、結婚準備のため退職した。そのころから父が体調を崩し、入院や手術をした。社会保険事務所の記録では父が亡くなる少し前に脱退手当金が支給されたことになっているが、家族が大変な時に請求するはずがない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初に勤務したA社を退職後、脱退手当金を請求したと主張しているが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が無く、一方、同社退職後、脱退手当金を受給したことを認識している同僚には同名簿に「脱」表示があることが確認できる。

また、申立人が脱退手当金を請求していないと申し立てているB社での厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金の請求要件である24か月に満たない7か月であることから、受給権が発生し得ない申立人に対し、社会保険事務所が脱退手当金支給の事務処理をすることは考え難く、申立期間も併せて支給したと考えるのが自然である。

さらに、当該事業所において、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に「脱 42. 2. 28」の表示があることが確認できる上、2つの事業所での被保険者期間を算定の基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立期間当時の状況を知る親族からの証言を得ることはできず、脱退手当金裁定請求書も現存していないため、申立内容を確認することはできない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 20 日から 51 年 8 月 2 日まで
私はA市にあったB社で営業の仕事を担当していた。厚生年金保険の加入記録は無いが、保険料を控除されていた記憶があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の所在地や業務内容に係る申立人の主張及び同社の元代表者の証言から判断して、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、商業登記簿によりB社は昭和 41 年 8 月 20 日に設立されたことは確認できるものの、社会保険事務所の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことの確認はできず、このことについて、同社の元代表者は、「自社が厚生年金保険に加入したことは無い。」と証言している。

また、当該事業所に係る雇用保険の加入記録は無いとともに、申立人は同僚の名前を記憶していないことから当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について同僚から証言を得ることもできない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで
② 昭和 60 年 4 月 10 日から 62 年 10 月 1 日まで

両申立期間について、義父が経営していたA社で勤務しており、15万円位の給料であったと思う。

しかし、同事業所で勤務していた時の申立期間①及び②の標準報酬月額をみると両申立期間前後の標準報酬月額と比べると低くなっており、納得できないので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の専務取締役として、同社に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録や同社の商業登記簿謄本により確認でき、取締役就任した昭和 52 年 6 月 9 日以降は会社の業務執行に責任を負う立場にあったと考えられる。

申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額に係る記録は昭和 53 年 1 月に、申立人の親族 2 名の標準報酬月額に係る記録は 52 年 11 月に、それぞれ前月までの標準報酬月額より低い額に改定されていることが確認できるが、いずれも訂正された形跡は無く、それらの記載内容に不自然な点はみられない。

申立期間②について、申立人はA社に再就職した理由として、代表取締役である申立人の義父が事情により不在になったためと述べているところ、同社の商業登記簿謄本によると、当時の取締役は申立人及び代表取締役である

申立人の義父の2人だけであることが確認できることから、自己の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に係る報酬額を知り得る立場であったと考えるのが自然である。

また、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の昭和60年4月から62年1月までの標準報酬月額に係る記録に訂正された形跡は無く、それらの記載内容に不自然な点はみられない。

このほか、A社は既に解散し、代表取締役である申立人の義父も死亡しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 21 日から同年 10 月 3 日まで

私は、昭和 36 年 10 月から 44 年 6 月までの間、A 市の B 社に勤務した。その後、C 市にある D 社に昭和 44 年 6 月から 48 年 10 月まで勤務した。A 市から C 市に会社が移転し、異動したので勤務に空白はないはずであるが、昭和 44 年 6 月から同年 10 月まで厚生年金保険の記録が途切れているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社と D 社は同一会社であり、会社が A 市から C 市に移転しただけであると主張しているが、B 社は昭和 36 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、44 年 6 月 21 日に適用事業所でなくなっており、申立人も同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している。一方、D 社は、昭和 42 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、49 年 11 月 1 日に適用事業所でなくなっており、別会社であることが認められる。

また、登記簿によっても、両社は、会社が移転したのではなく、別会社であることが認められる。

さらに、申立期間当時、申立人と一緒に異動した同僚についても、昭和 44 年 6 月 21 日に B 社において被保険者資格を喪失し、44 年 10 月 3 日に D 社において被保険者資格を取得していることが確認され、44 年 6 月から同年 9 月までの期間については、申立人と同様に厚生年金保険に加入していない。

加えて、申立期間当時、D 社に勤務していた同僚からは、申立人の勤務期間及び保険料控除について具体的な供述を得ることはできない上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健康保険の被扶養者認定の記載から、昭和 44 年 10 月 15 日に同年 10 月 3 日付けで資格取得の届出が行われたこと

が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。